

**独立行政法人情報処理推進機構
平成25年度計画**

**独立行政法人
情報処理推進機構**

目次

I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1
1. 新たな脅威への迅速な対応等の情報セキュリティ対策の強化～誰もが安全なITを安心して利用できる経済社会のための情報セキュリティ基盤の確立を目指して～	1
1-1. あらゆるデバイス、システムを対象としたサイバー攻撃等に関する情報の収集、分析、提供、共有	1
1-2. 情報セキュリティ対策に関する普及啓発	3
1-3. 国際標準に基づくIT製品等のセキュリティ評価及び認証制度の着実な実施	3
1-4. 暗号技術の調査・評価	5
1-5. 制御システムの国際的な認証制度への取組	5
2. 社会全体を支える情報処理システムの信頼性向上に向けた取組の推進～重要インフラ分野等における情報処理システムの信頼性・安全性の向上～	7
2-1. 重要インフラ分野の情報処理システムに係るソフトウェア障害情報の収集・分析及び対策	7
2-2. 利用者視点でのソフトウェア信頼性の見える化の促進	7
2-3. 公共データの利活用等政府方針に基づく電子行政システムの構築支援	8
2-4. ソフトウェアの信頼性に関する海外有力機関との国際連携	8
3. IT人材育成の戦略的推進～若い突出したIT人材の発掘・育成及び高度IT人材育成の体系・客観的な能力基準の普及等～	10
3-1. イノベーションを創出する若いIT人材の発掘・育成と産業界全体への活用の啓発	10
3-2. 融合IT人材と情報セキュリティ人材に関する客観的な能力基準の整備及び情報発信	10
3-3. 情報処理技術者の技術力及び国民のIT利活用力の向上を目指した情報処理技術者試験の実施等	11
3-4. スキル標準及び産学連携に関する事業の民間を含めた実施体制の構築	11
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	13
1. 出口戦略を意識した業務運営の不断の見直し	13
2. 機動的・効率的な組織及び業務の運営	13
3. 運営費交付金の計画的執行	14
4. 戦略的な情報発信の推進	14
4-1. ITに係る情報収集・発信等(シンクタンク機能の充実)	14
4-2. 戦略的広報の実施	14
5. 業務・システムの最適化	15
6. 業務経費等の効率化	15
7. 調達最適化	16
8. 機構のセキュリティ対策の強化	16
III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	16
1. 自己収入拡大への取組み	16
2. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等	16
3. 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)	16

4. 債務保証管理業務	17
5. 資産の健全化	17
IV. 予算(人件費見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	17
1. 予算(別紙参照)	17
2. 収支計画(別紙参照)	17
3. 資金計画(別紙参照)	17
V. 短期借入金の限度額	18
VI. 重要な財産の譲渡・担保計画	18
VII. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	18
VIII. 剰余金の使途	18
IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	18
1. 施設及び設備に関する計画	18
2. 人事に関する計画	19
3. 中期目標期間を超える債務負担	19
4. 積立金の処分に関する事項	19
別紙	20
別紙1 予算	20
別紙2 収支計画	25
別紙3 資金計画	30

独立行政法人情報処理推進機構平成25年度計画

独立行政法人通則法第31条第1項に基づき、独立行政法人情報処理推進機構(以下、「機構」という。)の平成25年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 新たな脅威への迅速な対応等の情報セキュリティ対策の強化～誰もが安全なITを安心して利用できる経済社会のための情報セキュリティ基盤の確立を目指して～

1-1. あらゆるデバイス、システムを対象としたサイバー攻撃等に関する情報の収集、分析、提供、共有

(1-1-1) ウイルス等の脅威への対応

(1) 急速に変化しつつある脅威を的確に把握し、ウイルスや不正アクセス等の情報を積極的に収集・分析し、広く国民一般に対し、傾向や対策等の情報提供を行う。

- ① 経済産業省の告示に基づき、コンピュータウイルス及び不正アクセス被害の届出受付を行い、定期的な受付状況を公開する。
- ② 急増するスマートデバイスやパソコンに対する新種ウイルス等を入手し、解析を行い、対策情報発信に活用するとともにデータの蓄積を行う。
- ③ スマートデバイスやパソコンに対するウイルス、不審サイト等の解析・検証環境を整備し、情報の収集及び蓄積、情報発信活動を行う。

(2) ユーザからの相談・問い合わせ対応については、自動応答システム等の活用により効率的に行う。

- ① 「問合せ対応システム」による対応事例の共有や活用を行い、業務の合理化及び効率化を図る。

(3) 深刻化、増大する標的型攻撃や新種のコンピュータウイルス等のサイバー攻撃に対して、注意喚起・情報共有を行い、さらに、そのみならず、初動対応措置や対応策の検討を行うとともに、未然発生防止のための措置等高度な対策等の提案を行う。

- ① 「標的型サイバー攻撃の特別相談窓口」の運営を通して情報収集に努め、ウイルス検体の収集・解析・分析・アドバイスや対策情報発信等をタイムリーに実施する。
- ② サイバー情報共有イニシアティブ「J-C SIP¹」をより有効な活動に発展させるよう産業分野の拡大、メンバーの拡大、共有情報の充実等を図る。
- ③ サイバー攻撃の解析精度向上を目指すサイバー攻撃解析協議会の活動等を通じて攻撃傾向等の解析精度を向上させ、より効果的な対策情報の提供を行う。

(1-1-2) 情報システムの脆弱性に対する適切な対策の実施

(1) 「脆弱性関連情報届出受付制度」を着実に実施するとともに、関係者との連携を図りつつ、脆弱性関連情報を

¹ J-C S I P : Initiative for Cyber Security Information sharing Partnership of Japan

より確実に利用者に提供する。

- ①経済産業省の告示に基づき、脆弱性関連情報の届出受付を行い、四半期毎に届出の受付状況を公開する。
- ②関係者との連携を図りつつ、脆弱性関連情報をウェブサイト運営者、ソフトウェア製品開発者に提供する。
- ③脆弱性対策を促進するためのツールを提供する。
- ④「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」において脆弱性対策の問題点とその解決策を検討し、届出制度の改善策を策定する。

(2)統合的な脆弱性対策情報の提供環境を整備し、開発者、運用者及びエンドユーザに対して、脆弱性対策の普及啓発を推進する。

- ①「JVNiPedia」(脆弱性対策情報データベース)の運用を行う。
- ②「MyJVN²」の運用を行うとともに、対象デバイス拡張等の検討を行う。
- ③情報システムの脆弱性対策を普及・啓発するためにセミナー等を開催する。

(3)最新の脆弱性情報やインシデント情報を収集・分析し、注意喚起による危険回避や対策の徹底を図り、情報セキュリティリスクの低減を促進する。

- ①情報セキュリティ上の最新情報を適宜収集するとともに、特に必要とされる場合には注意喚起等による対策情報等を公開する。

(1-1-3)社会的に重要な情報システムに関する対策支援

(1)重要インフラ分野や制御システム等の社会的に重要な情報システムについて、関係府省等の求めに応じて、情報セキュリティ強化のための調査、協力を行う。

- ①制御システムのセキュリティについて、標準化動向、研究開発動向、業界動向情報等を収集・分析し、国内での普及を促進する。
- ②IEC62443³等への標準化活動について、支援を行う。
- ③制御システムの脆弱性に対して、関係者と連携を図りつつ脆弱性対策を促進するための枠組みを確立する。

(2)我が国の競争力の源泉となる組込み機器の脆弱性に関する対策の提示等を行う。

- ①組込み機器の脆弱性に対する調査、検討を行う。
- ②組込み機器の脆弱性の検出技術の普及啓発を図る。

(1-1-4)技術的レポート等の提供と満足度調査

(1)技術情報の収集・分析結果を技術的なレポート等として年間20回以上提供する。

(2)機構から情報を提供・共有した企業、個人等に対し、その提供時などに200者以上のアンケートを行うほか、共有相手先などへ30者以上のインタビュー、ウェブサイトを用いた意見の収集等を行い、提供・共有した情報に関するニーズや課題を把握する。それらを元に提供・共有する情報について、内容の充実、手段の改善等

² セキュリティ上問題となるPCやサーバの脆弱性の対策を促進するために、対策情報を効率的に収集したり、簡単な操作で最新情報に基づいたチェックを行うことができる仕組み(フレームワーク)の総称。

³ IEC62443(International Electrotechnical Commission 62443):IEC(国際電気標準会議)にて標準化が進められている制御システム関連のセキュリティ規格。

のフィードバックを行う。また、意見の収集とフィードバックは、的確な対応ができるよう担当を一元化して実施する。

1-2. 情報セキュリティ対策に関する普及啓発

(1) 広く企業及び国民一般に情報セキュリティ対策を周知するため、地域で開催される情報セキュリティに関するセミナーへの講師派遣等の支援、各種イベントへの出展、普及啓発資料の配布、啓発サイトの運営等を行い、更なる啓発活動を実施する。

- ① サイバー攻撃等に関する情報の収集・分析や提供・共有に対するフィードバックをもとに、広く企業及び国民一般に、効果的・効率的に情報セキュリティ対策を普及啓発するためのコンテンツを作成し、普及啓発活動で活用する。
- ② 地域で開催される情報セキュリティに関するセミナーへの講師派遣等の支援を行う。
- ③ 情報セキュリティ啓発サイトの運営を行い、広く普及啓発を行う。
- ④ 小中高等学校の児童・生徒を対象とした情報セキュリティに関するコンクールを開催する。実施に当たっては、全国の小中高等学校に対して応募依頼を行うとともに、機構の成果物を紹介する。
- ⑤ 情報セキュリティに関する各種イベントに参加するとともに、普及啓発資料を配布する等の情報セキュリティに関する普及啓発を行う。
- ⑥ スマートフォン利用者に対し情報セキュリティ対策の普及啓発を図る。
- ⑦ セキュリティプレゼンター制度⁴を運用するとともに、セキュリティプレゼンター制度の紹介を関連団体等に対して行うなどにより、セキュリティプレゼンター登録者数を50名以上増加させる。
- ⑧ 商工三団体の傘下団体等の協力を得つつ脆弱性対策情報等の定期的周知先の拡大を図る。
- ⑨ 機構における人材育成事業の知見を提供等することにより情報セキュリティ人材の育成を推進する。

(2) 情報セキュリティに関する脅威を分析・評価し、IT利用企業や国民一般に向けた積極的な情報セキュリティ対策を図るため、必要な情報提供を行う。

- ① 国内の産業における情報セキュリティ事象の被害状況について、被害額、対策状況等の調査を行い、セキュリティ対策の費用対効果を分析する。
- ② 情報セキュリティの脅威に対する意識調査を行うとともに、新たにスマートデバイス利用者を対象とした同様の意識調査を行う。
- ③ 「内部者の不正行為を防止するガイドライン(平成25年3月)」の普及のための活動を実施する。

(3) 社会的要請に応じ、情報セキュリティ対策・プライバシーに関する状況の調査・分析を行い、情報提供を行う。

- ① 「情報セキュリティ白書2013」の編集、作成、出版及び英語版の作成を行う。
- ② 社会的要請に応じ、セキュリティ、プライバシー等と経済・産業に関連した調査を行う。

(4) 米国商務省国立標準技術研究所(NIST⁵)、韓国インターネット振興院(KISA⁶)等の各国の情報セキュリティ機関との連携を通じて、情報セキュリティに関する最新情報の交換や技術共有等に取り組む。

1-3. 国際標準に基づくIT製品等のセキュリティ評価及び認証制度の着実な実施

(1) ITセキュリティ評価及び認証制度において、制度利用者の視点に立った評価・認証手続の改善、評価等に関

⁴ 機構が開発・作成した情報セキュリティコンテンツ等を使用し、企業に対して情報セキュリティの普及啓発を行う方の登録制度。

⁵ N I S T : National Institute of Standards and Technology

⁶ K I S A : Korea Information Security Agency

する人材の育成、積極的な広報活動等を実施する。特に、認証書発行までにかかる期間を適切な期間内とする。また、認証取得後、認証取得者に対してアンケート調査を実施し業務改善を図る。

- ①ITセキュリティ評価及び認証制度について、制度関連者(認証取得者、調達者・開発者等)に対しITセキュリティ評価及び認証制度への要望等についてのアンケート調査等を実施する。
- ②費用対効果を勘案した上で、必要な制度や運営の改善を行う。
- ③認証業務完了から認証書発行までにかかる期間の短縮に努め、機構内での処理期間を40日(就業日ベース)以内とすることを目指す。
- ④技術者育成のための技術解説セミナー等の講座を開催する。
- ⑤開発者がコモンクライテリアに則ったセキュア開発の自主的なチェックを行えるよう、評価手法の項目ごとの解説書を作成する。
- ⑥評価テスト要件の検証方法を検討する。
- ⑦制度関連文書を英訳し、公開する。

(2)暗号・セキュリティ製品やモジュールの認証、暗号技術等広範に亘る情報セキュリティ対策の国際標準化や新たな手法の開発に係わる国際会議等に参加し、貢献する。

- ①情報セキュリティ分野と関連の深い国際標準化活動であるISO/IEC JTC 1/SC 27⁷が主催する国際会合(年間2回)等へ、機構職員を派遣し、暗号技術、暗号・セキュリティ製品やモジュールの認証等の国際標準化において、国内の意見が反映されるよう活動する。
- ②コモンクライテリア承認アレンジメント(CCRA⁸)会議等へ機構職員を派遣し、認証に関する情報交換を行う。また、CCRA加盟国の認証機関相互で行われる品質システムの監査への協力や新たな規格策定に向けての国内からのフィードバックを行う等、国際的な品質確保に貢献する。
- ③情報システム等がグローバルに利用される実態に鑑み、脆弱性対策に関するSCAP⁹、CVSS¹⁰等の国際的な標準化活動等に参画し、情報システム等の国際的な安全性確保に寄与する。

(3)暗号モジュール試験及び認証制度(JCMVP¹¹)について、試験等に関する人材の育成を図るとともに、平成25年度中にNISTと覚書を締結し、共同認証制度を確立する。

- ①欧州スマートカード関連団体JHAS¹²、JTEMS¹³との年次会合等へ年間6回以上機構職員を派遣し、欧州との連携を強化する。
- ②CMVP¹⁴との共同認証に向けて、NISTと同等の制度運用環境を整備する。
- ③ICカードを対象とする新たな攻撃に対する脆弱性の評価方法及び新たな攻撃に対応する対抗策を検討する。

(4)政府調達等における情報セキュリティの確保に資するため、政府及び地方公共団体の調達担当者等に対して「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を遵守するように、調達する機器等のセキュリティ要

⁷ ISO/IEC JTC 1/SC 27 (International Organization for Standardization / International Electrotechnical Commission Joint Technical Committee 1 Sub Committee 27) : ISOは非電気分野、IECは電気分野の国際標準化機関であり、両機関が情報処理分野を担当する合同委員会JTC1を設けている。SC27はJTC1傘下のSub Committeeの1つでセキュリティ技術を担当。

⁸ CCRA (Common Criteria Recognition Arrangement) : Common Criteria (情報技術セキュリティを評価するための国際規格)にもとづいたセキュリティ評価・認証の相互承認に関する協定。

⁹ SCAP (Security Content Automation Protocol) : 情報セキュリティ対策の自動化と標準化を実現する技術仕様。

¹⁰ CVSS (Common Vulnerability Scoring System) : 脆弱性の深刻度を評価するための基準。

¹¹ JCMVP : Japan Cryptographic Module Validation Program

¹² JHAS (JIL Hardware-related Attacks Subgroup) : 欧州の認証機関、評価機関、スマートカードベンダ、ユーザ等からなる作業部会。

¹³ JTEMS : JIL Terminal Evaluation Methodology Subgroup

¹⁴ CMVP (Cryptographic Module Validation Program) : 北米暗号モジュール試験及び認証制度。

件及びその要件を満たす認証取得製品等の情報提供や普及啓発を行う。

- ①「ITセキュリティ評価及び認証制度等に基づく認証取得製品リスト」の更新(年間10回以上)を実施する。
- ②米国政府のIT製品の技術分野ごとに作成したプロテクションプロファイル(翻訳版)の情報提供を実施する。
- ③調達する機器等のセキュリティ要件等の情報提供を行うためのツールの機能拡張を検討し実施する。
- ④CCRAIにおける加盟国間の共通セキュリティ要件を策定する活動等に積極的に関与しつつ、我が国の政府機関で統一した基準となるよう働きかける。

1-4. 暗号技術の調査・評価

(1) 電子政府推奨暗号リストの適切な維持・管理を行うため、CRYPTREC¹⁵の事務局を務めるとともに、電子政府推奨暗号の危殆化をフォローするため、国際会議へ出席し、調査を行う。また、民間セクターにおける暗号利用システムの円滑な移行を図るための情報提供を行う。

- ①暗号技術評価委員会の活動において、情報システム等のセキュリティ技術の基礎となる暗号アルゴリズムの安全性監視活動を実施するため、国際会議等に年間7回以上参加し、調査を行う。
- ②暗号技術活用委員会を主催し、暗号の普及促進、セキュリティ産業の競争力強化に係る検討、暗号政策の中長期的視点からの取組の検討を行う。
- ③各国の暗号普及政策の実施状況、ベンダの対応状況等についての調査を実施し、電子政府推奨暗号リストの有効活用策として、システム・製品の安全性向上に寄与する運用ガイドラインを作成する。また、暗号人材の育成施策を立案するための検討を行う。
- ④「CRYPTRECシンポジウム2014」を開催し、平成25年度の活動成果を報告する。
- ⑤「FC2013¹⁶」を関連機関と共同で開催し、暗号技術に関する国際的な協力関係の推進を図る。

(2) 技術的評価能力の向上に資する最新技術動向の情報収集等を行うため、NIST及びJIWG¹⁷と定期協議を行う。

1-5. 制御システムの国際的な認証制度への取組

(1) 制御システムのマネジメントシステム適合性評価スキームについて平成26年度に確立すべく、関係組織を支援する。

- ①適合性評価に用いるセキュリティ基準の策定について検討するとともに、スキーム確立に向けた関係組織との連携を図る。
- ②関係組織と連携し、適合性評価のためのパイロットプロジェクトを推進する。

(2) 制御機器等の国内評価認証スキームについて平成26年度の確立に向けて、技術研究組合制御システムセキュリティセンター(CSSC¹⁸)等関係組織に対して支援を行う。

- ①製品認証を実施するための国内スキームを検討するとともに、スキーム確立に向けた関係組織との連携を図る。

¹⁵ CRYPTREC (Cryptography Research and Evaluation Committees) : 電子政府推奨暗号の安全性を評価・監視し、暗号技術の適切な実装法・運用法を調査検討するプロジェクト。

¹⁶ FC2013 (Financial Cryptography and Data Security 2013) : <http://fc13.ifca.ai/>

¹⁷ JIWG (Joint Interpretation Working Group) : 欧州における、スマートカード等のセキュリティ認証機関からなる技術ワーキンググループ。

¹⁸ CSSC : Control System Security Center

- ②関係組織と連携し、製品認証のためのパイロットプロジェクトを推進する。
- ③脆弱性検出業務により得た知見等を活用し、CSSCを支援する。

2. 社会全体を支える情報処理システムの信頼性向上に向けた取組の推進～重要インフラ分野等における情報処理システムの信頼性・安全性の向上～

2-1. 重要インフラ分野の情報処理システムに係るソフトウェア障害情報の収集・分析及び対策

(2-1-1) 重要インフラシステム等のソフトウェア障害情報の収集・分析

- (1) 重要インフラ分野等における情報処理システムについて、深刻な影響を及ぼしたシステム障害事例等の品質・信頼性確保に関する実証的な事例情報を15件収集するとともに、収集した障害事例情報の分析を行い、事例集として取りまとめる。
- (2) 国民生活や経済活動に一定以上の影響を及ぼした障害について、事業者が積極的に情報提供を行えるよう、障害情報を記録する共通様式的设计、機密保持・情報提供の方法に関するルール作成等を行い、事業者等の評価を得て反映する。
- (3) ソフトウェア開発データの活用による情報システムの品質・信頼性向上を目指し、これまでに収集・蓄積したデータに加えて、新たに200プロジェクト以上の開発データを収集するとともに、ソフトウェアの品質・信頼性向上に資する項目を加えた分析を行う。また、ソフトウェアの品質・信頼性向上につながる新たな分析手法の検討等、大学等における収集データの一層の活用拡大を図る。さらに、情報処理システムの信頼性向上等に事業がどの程度貢献したのかを評価するため、調査を実施する。

(2-1-2) 重要インフラシステム等のソフトウェア障害の再発防止の導入促進や事例に対する対策支援

- (1) ソフトウェアが関係し得る障害発生時の調査・対策支援を担うための専門的な知見を収集し、分析する態勢を構築する。また、(2-1-1)で収集・分析した障害の再発防止に向けたシステム開発、運用・管理の継続的なプロセス評価・改善、運用・マネジメント手法等を整理し、対策手法集として取りまとめる。

2-2. 利用者視点でのソフトウェア信頼性の見える化の促進

(2-2-1) ソフトウェア品質説明力の強化の促進

- (1) ソフトウェア品質説明力の強化のため、製品・サービス等の異なる20の業界団体に対し、ソフトウェア開発におけるサプライチェーンの実態調査を行い、業界横断的な課題等を体系化し、今後の取組の方向性を明確化する。
- (2) 製品・サービス等の異なる20の業界団体・機関等に対し、ソフトウェア品質確保に関するソフトウェア品質説明力強化ガイドラインの説明、利用者や業界等のニーズ把握を行う。このうち、3業界団体について、具体的な制度化に向けた検討体制を構築する。

(2-2-2) ソフトウェア信頼性の見える化促進のための環境整備

- (1) 複雑化・高度化する情報処理システムを実現するソフトウェアについて、その高信頼性を確保するため、上流工程での先進的な設計方法の効果的な適用事例を10件収集し、分析・整理する。また、内外の状況に応じて

既存のガイドラインの見直しを適宜行う。さらに、OMG¹⁹に対し、コンシューマデバイスの高信頼設計のための標準化案の提案を進め、国際規格への反映を目指す。

- (2) ソフトウェアの信頼性検証のための先進技術及びその活用手法について、内外の最新動向を10件収集する。また、大学等におけるソフトウェア工学分野の研究提案を公募し、選考・採択した研究を支援する。

2-3. 公共データの利活用等政府方針に基づく電子行政システムの構築支援

- (1) 政府CIO室、経済産業省と連携して「情報連携基盤検討委員会(仮称)」を設置し、海外関連組織との連携を図りつつ、電子行政システム構築支援にかかる事業(オープンデータ構築支援及び文字情報基盤の活用)について方針の検討とコンセンサス形成を図る。

- ① 再利用性の高い情報を公開可能とするための基盤として、語彙の意味、適用ルール等の定義を行い、データベースとして公開するために、本委員会の下に「コアボキャブラリ検討WG(仮称)」を設置し、概念設計を進める。
- ② 文字情報データベースについて、電子行政オープンデータで採用を検討中のリンク形式に則った文字情報の記述方式の確立を中心に検討し、詳細仕様をまとめて開発に着手する。
- ③ 現在符号化が未実装の約7,000文字のうち、ISOに受理されている約2,000文字の漢字符号化提案についてフォローアップを進めるとともに、3,700文字の異体字識別符号のフォントへの実装を進める。
- ④ 文字情報基盤の活用を進めるため、フォントのダウンロード、文字情報一覧表の提供、簡易検索サービスの提供等を行っている公開サイトについて、より分かりやすく、使いやすいコンテンツの整備を行う。

以上を実施し、政府、自治体を中心にオープンデータ等についての認知度、調達状況等につき新たに調査するとともに、文字情報基盤については、調達に活用する自治体数を15%以上とする。

- (2) 政府CIO室を中心として構築される新たな情報システム調達体制にあわせた検討体制を構築し、調達のための手引書を作成する。

- ① 平成22年度版の情報システム調達のための技術参照モデル(TRM²⁰)の実証的評価の結果を反映したTRM改訂版を新たな体制の下で作成し、公開する。
- ② 調達仕様の適正化(非機能要件)、調達プロセスの明確化(共通フレーム)、プロジェクト管理の見える化(定量的プロジェクト管理ツール)の3要素を含めた調達手引書の作成に着手する。

以上により、TRMを調達に活用する府省を10以上、自治体の15%以上とする。

2-4. ソフトウェアの信頼性に関する海外有力機関との国際連携

- (1) 米国商務省国立標準技術研究所(NIST)、米国カーネギーメロン大学ソフトウェアエンジニアリング研究所(SEI²¹)、独国フラウンホーファ協会実験的ソフトウェアエンジニアリング研究所(IESE²²)等の海外の代表的3機関との意見交換を行う。

- (2) 国際標準化の議論が進められているベンチマーキング(ISO/IEC29155シリーズ²³)、プロセス評価(ISO

¹⁹ OMG (Object Management Group) : 1989年に設立されたオープンな会員制の非営利な国際的コンソーシアム。

²⁰ TRM (Technical Reference Model) : 情報システム調達のための技術参照モデル。 <http://www.ipa.go.jp/osc/trm/index.html>

²¹ SEI : Software Engineering Institute

²² IESE : Institute for Experimental Software Engineering

²³ ISO/IEC29155シリーズ : ITプロジェクト性能ベンチマーキング規格。

／IEC33000シリーズ²⁴)について、ソフトウェア開発プロジェクトのデータ収集・分析やプロセス改善等に関する我が国の取組が反映されるように、事業成果に基づく提案を行うとともに、それらの国際規格への反映を目指す。

²⁴ ISO／IEC33000シリーズ：ソフトウェアプロセス評価規格。

3. IT人材育成の戦略的推進～若い突出したIT人材の発掘・育成及び高度IT人材育成の体系・客観的な能力基準の普及等～

3-1. イノベーションを創出する若いIT人材の発掘・育成と産業界全体への活用の啓発

(3-1-1)若い突出したIT人材の発掘・育成と産業界全体への活用の啓発

- (1)ITの活用によるイノベーションを創出できる独創的なアイデア・技術を有する若い突出したIT人材を優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャ(PM)の独自の指導のもとに発掘・育成する。
- (2)経営診断や知的財産権等専門性を有するアドバイザーを活用し育成体制の拡充を図る。
- (3)大学、高等専門学校等における個別説明会の実施や教育機関が主催するプログラミングコンテスト等の受賞者に対して、取組の紹介や普及啓発を行うことにより、応募件数を100件以上とする。
- (4)我が国の産業活性化・競争力強化に資するため、発掘・育成した若い突出したIT人材による成果等を産業界に対してイベントや交流会開催により周知するとともに、産業界とのビジネスマッチング等の人的ネットワークの拡充を図り、産業界全体への活用の啓発を行う。また、ビジネスマッチング、PR方策等の実施に当たり、産業界の有識者による検討会を設置するとともに輩出した人材による起業・事業化率の向上を目指す。

(3-1-2)特定の優れた技術を持ったIT人材の発掘・育成

- (1)情報セキュリティ分野への関心と技術ポテンシャルの高い全国の22歳以下の精鋭を一堂に会したセキュリティ・キャンプ中央大会を、賛同企業会員により構成された「セキュリティ・キャンプ実施協議会²⁵」と共同開催し、40名の受講を目指す。
- (2)「セキュリティ・キャンプ実施協議会」と共同開催で、セキュリティ・キャンプ地方大会を実施し、20名の受講を目指す。
- (3)「セキュリティ・キャンプ実施協議会」と共同開催で、情報セキュリティ関連産業界と受講生OBとの交流会を実施する等、事業終了後の受講生に対するフォローアップの強化を図る。

3-2. 融合IT人材と情報セキュリティ人材に関する客観的な能力基準の整備及び情報発信

(3-2-1)融合IT人材、情報セキュリティ人材のスキル指標等の提示と活用の促進

- (1)「産構審人材育成WG報告書」における「次世代高度IT人材像」をインプットの中心とし、これを具体化・詳細化することで融合IT人材に必要なタスク等のフレームを整備する。また、融合IT人材の実態や課題を把握し、民間の取組を促すために融合IT人材の育成・活用の成熟度モデルとそのレベルに関する指標を策定する。
- (2)ユーザ企業、ITベンダのIT人材を対象に、情報セキュリティに関するタスク・スキルを整理し、スキル標準の見直しを実施する。

さらに、スキル標準の利便性向上を目的にセキュリティ脅威別の人材像を明確にするため、情報産業の業界団体や企業グループに対し、業界が抱える情報セキュリティに関するニーズや課題を調査する。

²⁵ 企業・団体が構成され、次代を担う日本発で世界に通用する若年層のセキュリティ人材を発掘・育成するため、産業界、教育界講師による「セキュリティ・キャンプ」(22歳以下を対象)を実施し、それを全国的に普及、拡大していくことを目的として設立。

- (3) ITスキル標準のアジア各国への導入をフォローするとともに、スキル指標の国際整合性を確保する観点から米欧の先進事例やアジア市場動向を調査する。これらの活動を通じて、融合IT人材や情報セキュリティ人材の国際水準を把握し、新たにシフトすべき重要分野についても調査・分析する。

(3-2-2) IT人材をめぐる動向等の情報発信と新事業支援機関に対する取組

- (1) 「IT人材白書2013」における、クラウド等の環境変化の動向や、重点調査事項(グローバルIT人材、Web人材)から得られたIT人材動向等を踏まえて、「IT人材白書2014」を作成する。「IT人材白書2014」では、特に、IT人材の「質」の向上の観点から現状把握、分析及び情報発信を行う。また、アンケートの回収率向上について、中期目標期間中に30%とすることを目指し、インセンティブの導入、調査先への個別の依頼等、調査方法の見直しを行う。
- (2) 情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に対して、機構の成果について積極的に情報発信を行う。また、新事業支援機関からの要請に基づき、機構の成果普及や講師の派遣等を行う。

3-3. 情報処理技術者の技術力及び国民のIT利活用力の向上を目指した情報処理技術者試験の実施等

- (1) 平成25年度情報処理技術者試験として春期試験(4月)、秋期試験(10月)及びCBT方式によるiパス(ITパスポート試験(随時))を実施する。その際、情報セキュリティ人材をはじめとするIT人材の多様化と高度化、情報技術の進歩・変化を反映しつつ、共通キャリア・スキルフレームワークに準拠した試験問題を作成する。
- (2) 産業界・教育界への広報活動を強化し、情報処理技術者試験、特にiパスの更なる普及・定着化を推進するとともに、不断のコスト削減に努め、試験の活用の促進と収益の改善を目指す。
- (3) 情報処理技術者試験のアジア各国との相互認証の維持、アジア共通統一試験の定着、国際標準動向との調整等を実施する。また、関係機関の求めに応じ、バングラデシュへの情報処理技術者試験導入支援、諸外国の情報処理技術者評価制度等の構築に係る研修に協力する。

3-4. スキル標準及び産学連携に関する事業の民間を含めた実施体制の構築

(3-4-1) 活用推進のためのスキル標準の統合

- (1) 3つのスキル標準の統合に向けて、ITSSユーザの移行を促す目的で、CCSFの構造にあわせたITSSを構築し公開するとともに、統合後のスキル標準のあるべき姿を明確にする。

(3-4-2) 民間を含めたスキル標準運営体制の検討

- (1) 民間を含めたスキル標準運営体制の構築に向け、スキル標準活用推進における効果(受益者)を明確にする。そのうえで、民間を含めたスキル標準活用推進について検討体制を確立する。

(3-4-3) 産学連携による実践的なIT人材育成に係わる情報発信と情報ハブ機能の民間を含めた実施体制の構築の検討

- (1) 産業界及び教育界における産学連携IT人材育成の取組を情報共有・普及する情報ハブ機能を維持するため、産学連携推進委員会の運営を行う。
- (2) 産業界及び教育界における自立的産学連携IT人材育成活動に資するノウハウ、コンテンツを蓄積したIT人材育成iPediaを運用し、情報の発信と汎用的教育コンテンツの提供を行う。

(3)情報ハブ機能の民間を含めた実施体制を構築するため、業界団体等と合意形成のための意見交換を実施するとともに、検討体制を確立する。

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 出口戦略を意識した業務運営の不断の見直し

- (1)各事業について実施の妥当性及び出口戦略を意識し、計画の策定、実行、評価、改善のPDCAサイクルに基づく業務運営の不断の見直しを実施する。
- (2)外部有識者及び第三者の意見・評価、フォローアップ調査、アウトカム分析等により、各事業の厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させることにより見直しの実効性を確保する。
- (3)機構内の検討機能を強化するため、事業実施前に部門横断的に方針の情報共有や意見交換会を行う等、事業の運営方法等が有効かつ効率的なものであるか検証することにより、内部統制の充実・強化を図る。
- (4)機構に設置した各種審議委員会による事業評価や有識者・利用者に対するヒアリング(100者以上)等を行い、その結果を事業運営に反映させる等、PDCAサイクルを実践する。
- (5)平成25年度計画を着実に実施するため、上期終了時点において事業の進捗状況の把握を行うとともに、それを踏まえた「平成25年度下期実行計画」を策定する。また、予算の適切な執行に向け、「中間仮決算」を実施する。
- (6)機構の業務について、監査法人による外部監査のほかに、監事監査や監査室による監査を実施する。具体的には平成25年度「監査計画」に基づき、昨年度を中心とする監査結果に対するフォローアップ監査を実施するとともに、ITセキュリティ認証業務に関する監査、暗号モジュール認証業務に関する監査等の業務監査を実施し、監査結果を業務にフィードバックする。

2. 機動的・効率的な組織及び業務の運営

- (1)PDCAサイクルに基づく業務運営の見直しの結果を反映させるとともに、ITを巡る内外の情勢変化等を踏まえ、運営効率向上のための最適な組織体制に向けて不断の見直しを図る。
- (2)組織内外の課題に対応するため、部署を越えた横断的な連携を図り、外部専門人材も含めたワーキンググループやタスクフォースの設置等を行うことにより、機動的・効率的な組織・業務運営を行う。
- (3)業務内容や専門性に応じて柔軟に活用できる多様な外部専門人材や先端的なセキュリティ人材を機動的・積極的に活用し、情勢の変化への対応力を高めるとともに、知識の習得や蓄積を通じて組織のパフォーマンス向上に努める。
先端的なセキュリティ人材については、機構実施事業の修了生等を中心に募集し、採用する。
- (4)組織内の個々人が最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、業績評価制度とそれに基づく処遇の徹底や外部研修の活用等を積極的に行い、職員の業務遂行能力の向上を図る。
- (5)業績評価制度を改善しその評価結果を賞与及び昇給に適正に反映させる。
- (6)職員の中長期的な育成のため、キャリアステップに応じた階層別研修、高度な専門知識や実践的スキルを習得させるテーマ別研修等を実施する。また、担当業務上の必要性を勘案し、専門的な能力の向上のための研修

へも職員を参加させる。

その他、職員の説明能力向上と職員間の知識の共有を目指した「1hourセミナー」を適宜、実施する。

- (7) 機構における専門性・特殊性の高い業務を継続して行っていく観点から、就職情報サイトの積極的活用や採用説明会の充実等、新卒採用者の確保に向けた採用活動を強化するとともに、中長期的視点に立った人材の育成を図る。
- (8) 行政改革における人件費削減の要請に応えつつ、限られた人員で効果的・効率的に事業を実施するため、相乗効果をもたらすような部署間連携の強化を図るとともに、課題解決に対応した最適な組織体制を柔軟に整備する。

3. 運営費交付金の計画的執行

- (1) 運営費交付金の執行状況について、毎月財務部にて取りまとめ、理事会に報告することによりチェック機能の強化を図る等、運営費交付金の執行管理体制を強化することにより、事業の性質上やむを得ない案件を除き年度内での計画的執行を徹底し、予期せぬ運営費交付金債務残高の発生を抑制する。

また、予期せぬ交付金債務残高についてはその発生要因を分析した上で、次年度以降の適正かつ計画的執行に努める。

4. 戦略的な情報発信の推進

4-1. ITに係る情報収集・発信等(シンクタンク機能の充実)

- (1) ユーザーニーズ等に関する市場動向、ITの技術動向、国際標準化動向等の調査を国内外に亘って行い、情報サービス・ソフトウェア産業に係る各種情報を収集し、積極的な情報発信を実施する。
- (2) 海外関連機関との連携強化や国際会議への積極的な参加等を通じ、国際的な情報発信及び国際動向の把握に努める。
- (3) ITの安全性・信頼性向上に資する基準・標準の策定及び事業成果の活用に向けたツール化、データベース構築、ガイドブック作成等を行い、利便性の高い情報提供を行う。また、構築等に際して、企画の段階から広く一般に意見募集する等、実効性・有効性の高いツール等の整備に努める。
- (4) 高度な情報サービスの利用を通じた我が国の国民生活の向上及び産業の発展のために、研究会等により数年先の市場動向及び技術動向を見据え今後注力していくべき技術分野等の抽出を行う。
- (5) 機構のニューヨーク事務所を活用し、米国におけるITの最新動向の把握に努める。
- (6) 機構と関連のある情報サービス産業関係団体との間で、トップレベルでの定期的な意見交換会を開催し、ユーザーニーズやIT関連の市場動向の把握に努める。
- (7) 最先端の分野における知見を高めるため、専門家を招いた勉強会等を定期的に開催する。

4-2. 戦略的広報の実施

- (1) 機構ウェブサイトについて、コンテンツの充実を図り、有益かつ迅速な情報提供に努めるとともに利用者の利便性向上を図るため、ウェブサイトの画面構成の改善等に努める。また、事業成果の主要なものについては、遅延なくウェブサイトに掲載する。
- (2) 新たに導入したウェブサイトのコンテンツマネジメントシステムを円滑に運用するため、運用マニュアルを整備するとともに各部門ウェブ担当者を対象とした研修を実施する。

- (3) 事業案内パンフレットを最新の情報に更新する。
- (4) 国際的な視点に立ったITの最新情報を発信し、我が国全般のIT力向上に資することを目的として内外の有識者による講演等によって構成する「IPAグローバルシンポジウム2013」を開催する。
また、開催結果の分析を行い、その内容を踏まえ翌年度の主催行事についての具体的な開催計画の策定に取り組む。
- (5) 機構の事業活動への理解及び事業成果の利用促進等を図ることを目的として、広報誌「IPA NEWS」を6回発行する。
- (6) 第三期中期計画に掲げた500件以上の報道発表の実現に向け、積極的に報道発表を実施する。また、個別取材対応を積極的に行うほか、成果内容に関する解説等の記事寄稿に取り組み、機構及び事業成果の認知度向上に努める。
- (7) 機構の行う公募、入札、イベント・セミナー情報等について、「メールニュース」等を通じた積極的な情報提供を行うとともに、毎月の事業成果について、「情報発信」として広報する。
- (8) 動画共有サイト、SNS等外部サービスを活用し、より広範な事業成果の普及を図る。

5. 業務・システムの最適化

- (1) 第二期中期計画で構築した共通基盤システムを安定的かつ安全に稼働させるため、運用に係る作業の統合化を目指す。また、利用者に最適なパフォーマンス、利便性を提供するとともに、統合による運用コストの適正化を図る。
- (2) 第二期中期計画で実施したプロジェクト管理のノウハウを機構内で情報共有するため、進捗管理やコミュニケーション管理等のツール配布やプロジェクトの状況を確認するためのポータルサイト等の環境整備を行う。
- (3) ウェブアプリケーションを利用した会議やポータルサイトのコンテンツの充実等により、作業効率の向上を目指した業務プロセスの改善を図る。
- (4) 業務実施、業務の引継ぎ、内部統制等に活用されるべき業務マニュアルの拡充と関連部門への周知を行う。業務マニュアルの整備に当たっては、審査・登録、台帳管理、周知・啓発、質問・改善要求対応、自己点検等を行う全体的な体制を構築して実施する。

6. 業務経費等の効率化

- (1) 厳密な予算執行管理を継続して実施し、適正な執行を図る。運営費交付金を充当して行う業務においては、第三期中期目標期間中、一般管理費(人事院勧告を踏まえた給与改定分、退職手当を除く。)及び業務経費(新規分、拡充分を除く。)について、毎年度平均で前年度比3%以上の効率化を行う。
- (2) 役職員の給与水準については、国家公務員の給与構造改革等を踏まえた適切な見直しを実施するとともに、ラスパイレズ指数、役員報酬、給与規程及び総人件費を公開する。また、給与水準についての検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公開する。

7. 調達最適化

- (1) 契約事務マニュアル、入札説明書ひな型等を随時改訂し、事務処理の一層の標準化・効率化を図る。
また、財務部内に設置した契約相談窓口による事前確認により、事業の目的に合致した入札・契約方法の選択及び手続きの適正化を推進し、やむを得ない案件を除き、一般競争入札等(競争入札、企画競争及び公募)により調達を行うとともに、これら契約状況を適時適切に公開する。
さらに、財務部内及び事業本部間で、契約の履行情報等の共有を推進し、トラブル等諸問題への迅速な対応に努める。
- (2) 随意契約等見直し計画に基づき、一者応札・一者応募となった場合には事後調査を行い、問題点を把握しその改善に努める。
- (3) 入札・契約の実施方法及び一者応札・一者応募について、契約監視委員会及び監事等による監査を受ける。
さらに、入札・契約の適正な実施について、監事等による監査を受ける。

8. 機構のセキュリティ対策の強化

- (1) 情報管理委員会の開催、職員教育、自己点検等を通じ、各部門の業務遂行において情報セキュリティ基本規程及びそれに基づく情報セキュリティ対策基準が遵守されるよう、徹底を図る。
- (2) 情報セキュリティ対策実施手順等の充実を図るとともに、情報漏えい防止等を目的とするシステム機能強化を行う。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 自己収入拡大への取組み

- (1) ITセキュリティ評価及び認証制度、暗号モジュール試験及び認証制度について、積極的な広報活動を通じて、その利用拡大を図る。
- (2) 機構主催のセミナー、印刷製本物及び出版物等について適切な受益者負担を求めていく。

2. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

- (1) 機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公開の充実等を図る。

3. 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)

- (1) 地域ソフトウェアセンターの経営状況を的確に把握するため、決算ヒアリング等を行い、経営改善を目的とした積極的な指導・助言等を行う。
また、地域ソフトウェアセンターに対する直接的、間接的な支援について、主要株主である地方自治体・地元産業界との意見交換を行う。
- (2) 地域ソフトウェアセンター全国協議会が毎年度3回以上開催されるよう開催計画についての助言等を行う。ま

た、機構の活動内容の紹介等により、地域ソフトウェアセンター間の情報交換を促進し、地域ソフトウェアセンターの経営改善を図る。

その他、各地域ソフトウェアセンター間及び機構との広域ポータルサイトを活用した関連情報の提供を行う。

4. 債務保証管理業務

(1)保証債務の残余管理については、保証先への往訪や代表者との面談並びに決算書の徴求等を適宜行うとともに、金融機関とも連携して債権の保全を図る等適切に実施する。

5. 資産の健全化

(1)保有する資産について自主的な見直しを行い、効率的な業務運営を担保するため不断の見直しを実施する。また、資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納を行う。さらに、情報処理技術者試験の持続的な運営を可能とするため、応募者数増加に資する取組と不断のコスト削減に努め、財政基盤の確保を図ることにより、円滑な事業運営を目指す。

IV. 予算(人件費見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算(別紙参照)

総表(別紙1-1)

事業化勘定(別紙1-2)

試験勘定(別紙1-3)

一般勘定(別紙1-4)

地域事業出資業務勘定(別紙1-5)

2. 収支計画(別紙参照)

総表(別紙2-1)

事業化勘定(別紙2-2)

試験勘定(別紙2-3)

一般勘定(別紙2-4)

地域事業出資業務勘定(別紙2-5)

3. 資金計画(別紙参照)

総表(別紙3-1)

事業化勘定(別紙3-2)

試験勘定(別紙3-3)

一般勘定(別紙3-4)

地域事業出資業務勘定(別紙3-5)

V. 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入等の遅延、その他の事故等(例えば天災による情報処理技術者試験の中止や延期等)の発生により生じた資金不足が生じた場合、短期借入金の限度額(15億円)の範囲内で借入を行う。

VI. 重要な財産の譲渡・担保計画

なし

VII. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

VIII. 剰余金の使途

平成25年度で各勘定に剰余金が発生したときには、翌年度の後年度負担に考慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当する。

- ・ソフトウェアの安全性・信頼性向上に関する業務等の充実
- ・短期の任期付職員の新規採用
- ・人材育成及び能力開発研修等
- ・広報、成果発表会等
- ・情報処理技術者試験の充実・改善、質の向上

IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

なし

2. 人事に関する計画

- (1) 機構における専門性・特殊性の高い業務を継続して行っていく観点から、ジョブローテーションの実施や職員のキャリアパス形成等を通じ、中長期的視点に立った人材の育成を図る。
- (2) 就職情報サイトの積極的活用や採用説明会の充実等、新卒採用者の確保に向けた採用活動を強化する。

3. 中期目標期間を超える債務負担

- (1) 中期目標期間を超える債務負担については、情報処理技術者試験業務等において当該業務が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性・適切性を勘案し合理的と判断されるものについて予定している。

4. 積立金の処分にに関する事項

- (1) 第二期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、情報処理技術者試験の制度改正等に係る経費の支出及び第二期中期目標期間中に自己収入財源で取得し第三期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却費等に要する費用に充てることとする。

別紙

別紙1 予算

別紙1-1

予算(総表)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	3,671
業務収入	2,653
その他収入	95
計	6,419
支出	
業務経費	7,161
一般管理費	1,150
計	8,311

[人件費の見積り]

平成25年度には1,283百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

[注記]

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙1-2

予算(事業化勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
その他収入	0
計	0
支出	
計	-

予算(試験勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
業務収入	2,607
その他収入	3
計	2,610
支出	
業務経費	2,357
一般管理費	211
計	2,567

[人件費の見積り]

平成25年度には296百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

予算(一般勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	3,671
業務収入	46
その他収入	92
計	3,809
支出	
業務経費	4,804
一般管理費	939
計	5,743

[人件費の見積り]

平成25年度には987百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

別紙1-5

予算(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
その他収入	0
計	0
支出	
計	-

別紙2 収支計画

別紙2-1

収支計画(総表)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	
経常費用	6,609
業務費用	5,227
一般管理費	1,150
減価償却費	233
収益の部	
経常収益	6,403
運営費交付金収益	3,671
業務収入	2,653
その他収入	6
資産見返負債戻入	74
財務収益	90
純利益(△純損失)	△117
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
目的積立金取崩額	-
総利益(△総損失)	△117

[注記]

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

収支計画(事業化勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	-
収益の部	
経常収益	0
その他収入	0
純利益(△純損失)	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
目的積立金取崩額	-
総利益(△総損失)	0

収支計画(試験勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	
経常費用	2,735
業務費用	2,357
一般管理費	211
減価償却費	167
収益の部	
経常収益	2,618
業務収入	2,607
その他収入	2
資産見返負債戻入	8
財務収益	1
純利益(△純損失)	△117
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
目的積立金取崩額	-
総利益(△総損失)	△117

収支計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	
経常費用	3,875
業務費用	2,870
一般管理費	939
減価償却費	66
収益の部	
経常収益	3,787
運営費交付金収益	3,671
業務収入	46
その他収入	4
資産見返負債戻入	66
財務収益	88
純利益(△純損失)	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
目的積立金取崩額	-
総利益(△総損失)	0

収支計画(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	-
収益の部	
経常収益	0
その他収入	0
純利益(△純損失)	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
目的積立金取崩額	-
総利益(△総損失)	0

別紙3 資金計画

別紙3-1

資金計画(総表)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	12,141
業務活動による支出	7,692
投資活動による支出	1,934
翌年度への繰越	2,515
資金収入	12,141
業務活動による収入	6,422
運営費交付金による収入	3,671
業務収入	2,653
その他収入	98
投資活動による収入	1,934
当年度期首資金残高	3,785

[注記]

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

資金計画(事業化勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	1
翌年度への繰越	1
資金収入	1
業務活動による収入	0
その他収入	0
当年度期首資金残高	1

資金計画(試験勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	3,907
業務活動による支出	2,567
翌年度への繰越	1,340
資金収入	3,907
業務活動による収入	2,610
業務収入	2,607
その他収入	3
当年度期首資金残高	1,297

資金計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	8,207
業務活動による支出	5,124
投資活動による支出	1,934
翌年度への繰越	1,149
資金収入	8,207
業務活動による収入	3,812
運営費交付金による収入	3,671
業務収入	46
その他収入	95
投資活動による収入	1,934
当年度期首資金残高	2,462

資金計画(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	25
翌年度への繰越	25
資金収入	25
業務活動による収入	0
その他収入	0
当年度期首資金残高	25